

温かく、支えています

介護保険

介護保険制度についてのお問い合わせは、介護保険課へどうぞ。☎(866)2407



介護保険課で、父の介護申請をする小林さん

介護を社会全体で支え、利用する
かたの希望を尊重したサービスを中心して受けられるのが「介護保険制度」です。
介護保険のサービスを受けることができるのは、六十五歳以上(第一号被保険者)のかたの場合、寝たきりや痴呆などで常に介護を必要とする状態、または、日常生活に支援が必要な状態にあるかたです。
また、四十〜六十四歳(第二号被保険者)のかたについては、老化が原因とされる特定疾病(初老期痴呆や脳血管疾患などで、介護や支援が必要になったかた)がサービスを受けることができます。

**介護保険サービスは
利用者の希望を尊重します**

介護サービスを受けたい人が自分で申請できない場合には、ご家族が申請をしたり、居宅介護支援事業者や介護保険施設に無料で申請を代行してもらうことができます。
申請を代行してくれる居宅介護支援事業所や介護保険施設については、介護保険課へお問い合わせください。
申請は、介護保険課、土崎支所、新屋支所、市内十三か所の地域センターで、平日に受け付けています。
申請書は介護保険課、土崎支所、新屋支所、各地域センターのほか、在宅介護支援センターや社会福祉協議会などでさしあげます。
市では申請を受けると訪問調査を

**申請は無料で代行！
サービスは認定前でも利用可**

申請も利用も 簡単、便利です。

安心できる高齢社会をめざし、お年寄りの生活を支えてくれる便利な介護保険制度。その制度や申請の仕方などについて、もう一度おさらいをしてみましょう。

行い、その結果と主治医の意見書をともに介護保険認定審査会で審査・判定し、一か月以内に介護度の認定が決まります。
なお、サービスは、緊急の場合は認定前でも利用できるので安心です。
介護サービスの利用者負担金は一割です
利用者の負担は、かかった費用の一割です(施設入所の場合は、食事などの利用者負担額もあり)。なお、利用者負担には上限が設定されていて、同一世帯の利用者負担の合計が上限を超えた場合は、高額介護サービス費として支給されます。



介護保険の申請用紙とパンフレット